

○厚生労働省告示第百七十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、その住所を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

登録番号	氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
四九	一般財団法人静岡 県生活科学検査セ ンター	静岡県静岡市葵区北 安東四丁目二十七番 二号	静岡県焼津市塩津一 番地の一	令和二年四月一日